

社会福祉法人田上町社会福祉協議会  
役員の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人田上町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 役員の報酬は、次のとおりとする。

会長（理事）	月額	25,000円以内
副会長（理事）	月額	5,000円以内
理事	月額	3,000円以内
監事	月額	3,000円以内
常務理事	日額	6,600円

2 常務理事には、通勤手当を支給する。支給額の算定方法については、職員の例による。

3 任期満了等でその職を離れたときはその当月までの報酬を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員(常務理事を除く)が招集に応じ、理事会及び本会の業務運営のために出席したときは、費用弁償は支給しない。

2 役員が会長の命を受けて用務のため旅行したときは、費用弁償として旅費（出張旅費規程第8条）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員に対する報酬等の支給時期は、毎月15日とする。ただし、支払日が休日にあたる場合、その翌日に支払うものとする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

2 役員報酬は、法人の業績や経営内容・責任の実態などを考慮し、毎年検討を行う。

附 則

この規程は、平成8年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年7月23日から施行する。ただし、第2条における会長の報酬については、平成25年8月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。